

(趣旨)

第1条 この要綱は、食育基本法（平成17年法律第63号）の本旨に基づき、大阪府の食育推進計画を策定するため、大阪府食育推進計画検討会（以下「検討会」という。）を設置し、検討会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会は次に掲げる事務を所掌する。
（1）大阪府食育推進計画の策定に関すること。
（2）その他、食育推進計画のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長等)

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。
2 検討会に副会長を置き、会長がこれを指名する。
3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、食育を推進する健康福祉分野、農林水産分野及び教育分野等の食育に関係する次に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。
（1）学識経験者
（2）その他別表に掲げる関係団体及び行政機関の代表
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 前項の委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。
2 検討会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、大阪府健康福祉部地域保健福祉室健康づくり感染症課が行う。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

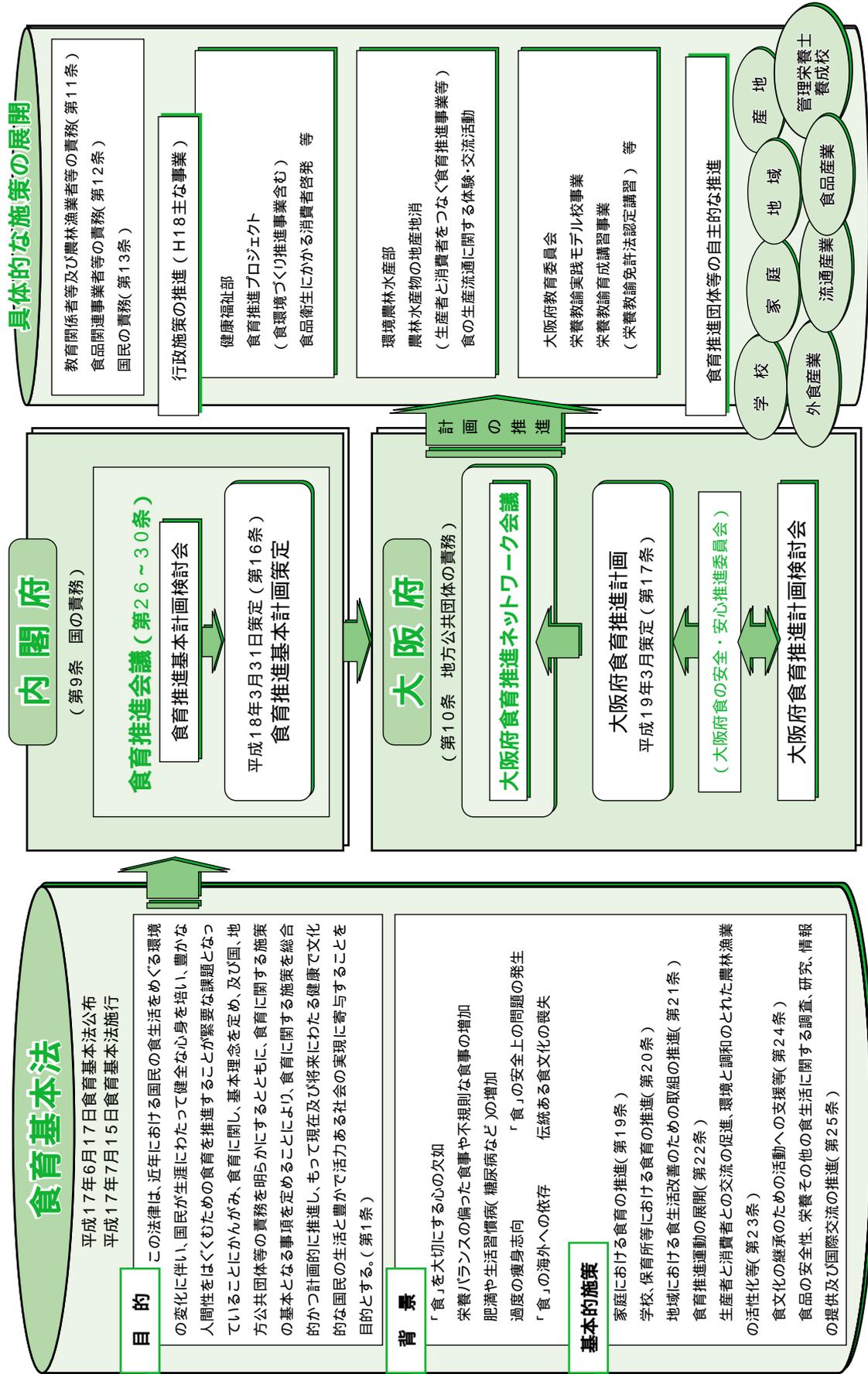
この要綱は、平成18年7月26日から実施する。

大阪府食育推進計画検討会委員

〔別表〕

	委員会	会長 副会長
1	池上 甲一	近畿大学農学部教授
2	白石 龍生	大阪教育大学教授
3	春木 敏	大阪市立大学大学院生活科学研究科助教授
4	岩橋 美恵子	大阪府保育士会書記
5	小野 誠	(社)大阪府畜産会専務理事
6	北村 寿子	大阪府食生活改善連絡協議会会長
7	木村 隆英	日本チェーンストア協会関西支部事務局長 (株式会社関西スーパー 総務グループマネージャー)
8	栗原 章	(社)大阪外食産業協会次長
9	酒井 欣吾	(社)大阪府栄養士会会長
10	佐藤 眞一	大阪府立健康科学センター健康度測定部長
11	芝尾 健	大阪府「農の匠」の会会員
12	殿元 正徳	(社)大阪食品衛生協会専務理事
13	林 郁	(財)関西消費者協会理事長
14	樋口 孝司	(財)大阪府スポーツ・教育振興財団常務理事
15	佐藤 文夫	大阪府学校保健会副会長
16	加藤 仁崇	大阪府小学校長会理事(高槻市立上牧小学校長)
17	松下 彰宏	大阪府健康福祉部地域保健福祉室副理事兼健康づくり感染症課長
18	淡野 輝雄	大阪府健康福祉部食の安全推進課長
19	小原 伸生	大阪府健康福祉部児童家庭室子育て支援課長
20	島田 尚弥	大阪府環境農林水産部農政室推進課長
21	華崎 正英	大阪府環境農林水産部流通対策室長
22	升谷 斎	大阪府環境農林水産部水産課長
23	池田 清一	大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長
24	老田 準司	大阪府教育委員会事務局教育振興室保健体育課長

食育基本法の施行に伴う大阪府における食育推進体制



(趣旨)

第1条 この要綱は、食育基本法（平成17年法律第63号）の本旨に基づき、行政、地域団体、健康福祉・農林水産及び教育分野等の各関係機関・団体が協働して大阪府の食育推進に取り組むために、健康おおさか21推進府民会議のもとに大阪府食育推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置し、ネットワーク会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大阪府食育推進計画の推進に関すること
- (2) その他、食育の推進のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体等をもって組織する。

(会長等)

第4条 ネットワーク会議に会長を置き、構成員の互選によりこれを選出する。

- 2 検討会に副会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、会長が招集する。

- 2 ネットワーク会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、健康おおさか21推進府民会議事務局が行う。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

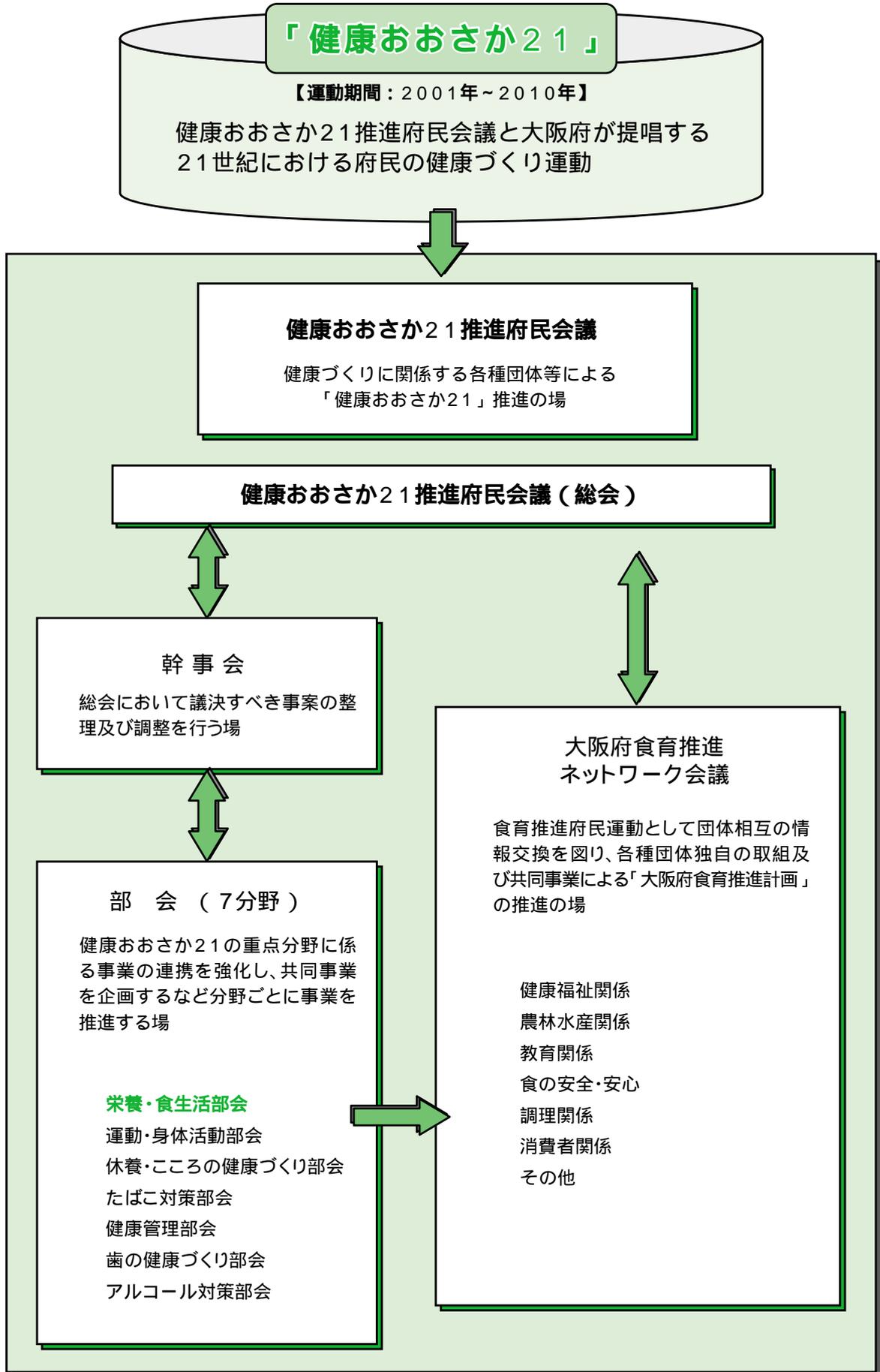
附則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

大阪府食育推進ネットワーク会議団体名簿

1	社団法人 大阪エイフボランタリーネットワーク
2	社団法人 大阪司厨士協会
3	社団法人 大阪食品衛生協会
4	大阪百貨店協会
5	社団法人 大阪府医師会
6	大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会
7	社団法人 大阪府栄養士会
8	大阪府学校保健会
9	大阪府漁業協同組合連合会
10	社団法人 大阪府歯科医師会
11	大阪府市長会
12	大阪府小学校長会
13	大阪府食生活改善連絡協議会
14	社団法人 大阪府食品産業協会
15	社団法人 大阪府私立幼稚園連盟
16	財団法人 大阪府スポーツ・教育振興財団
17	大阪府生活協同組合連合会
18	社団法人 大阪府畜産会
19	大阪府町村長会
20	社団法人 大阪府調理師会
21	大阪府農業会議
22	大阪府農業協同組合中央会
23	大阪府「農の匠」の会
24	大阪府PTA協議会
25	大阪府保育士会
26	大阪府保健所長会
27	大阪府立健康科学センター
28	大阪ヘルシー外食推進協議会
29	NPO法人 関西消費者連合会
30	健康おおさか21・食育推進企業団
31	日本チェーンストア協会関西支部
32	財団法人 フィットネス21事業団

(大阪府食育推進ネットワーク会議の位置づけ)



二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

食育推進基本計画のポイント

はじめに

計画期間は平成18年度から22年度までの5年間

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
2. 食に関する感謝の念と理解
3. 食育推進運動の展開
4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 食育に関心を持っている国民の割合(70% 90%)
2. 朝食を欠食する国民の割合(子ども4% 0%、20代男性30% 15%、その他)
3. 学校給食における地場産物を使用する割合(21% 30%)
4. 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合(60%)
5. 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合(80%)
8. 食育の推進に関わるボランティアの数(20%増)
7. 教育ファームの取組がなされている市町村の割合(42% 60%)
8. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(60%)
9. 推進計画を作成・実施している自治体の割合(都道府県100%、市町村50%)

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食生活の改善のための取組の推進
4. 食育推進運動の展開(食育月間(毎年6月)、食育の日(毎月19日))
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

都道府県等による推進計画の策定促進、基本計画の見直し等

食事を楽しみましょう。

- ・心とからだにおいしい食事を、味わって食べましょう。
- ・毎日の食事で、健康寿命をのばしましょう。
- ・家族の団らんや人との交流を大切に、また、食事づくりに参加しましょう。

1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。

- ・朝食で、いきいきした1日を始めましょう。
- ・夜食や間食はとりすぎないようにしましょう。
- ・飲酒はほどほどにしましょう。

主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

- ・多様な食品を組み合わせましょう。
- ・調理方法が偏らないようにしましょう。
- ・手作りや外食や加工食品・調理食品を上手に組み合わせましょう。

ごはんなどの穀類をしっかりと。

- ・穀類を毎食とって、糖質からのエネルギー摂取を適正に保ちましょう。
- ・日本の気候・風土に適している米などの穀類を利用しましょう。

野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせる。

- ・たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう。
- ・牛乳・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとりましょう。

食塩や脂肪は控えめに。

- ・塩辛い食品を控えめに、食塩は1日10g未満にしましょう。
- ・脂肪のとりすぎをやめ、動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう。
- ・栄養成分表示を見て、食品や外食を選ぶ習慣を身につけましょう。

適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を。

- ・太ってきたかなと感じたら、体重を量りましょう。
- ・普段から意識して身体を動かすようにしましょう。
- ・美しさは健康から。無理な減量はやめましょう。
- ・しっかりかんで、ゆっくり食べましょう。

食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も。

- ・地域の産物や旬の素材を使うとともに、行事食を取り入れながら、自然の恵みや四季の変化を楽しみましょう。
- ・食文化を大切にして、日々の食生活に活かしましょう。
- ・食材に関する知識や料理技術を身につけましょう。
- ・ときには新しい料理を作ってみましょう。

調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。

- ・買いすぎ、作りすぎに注意して、食べ残しのない適量を心がけましょう。
- ・賞味期限や消費期限を考えて利用しましょう。
- ・定期的に冷蔵庫の中身や家庭内の食材を点検し、献立を工夫して食べましょう。

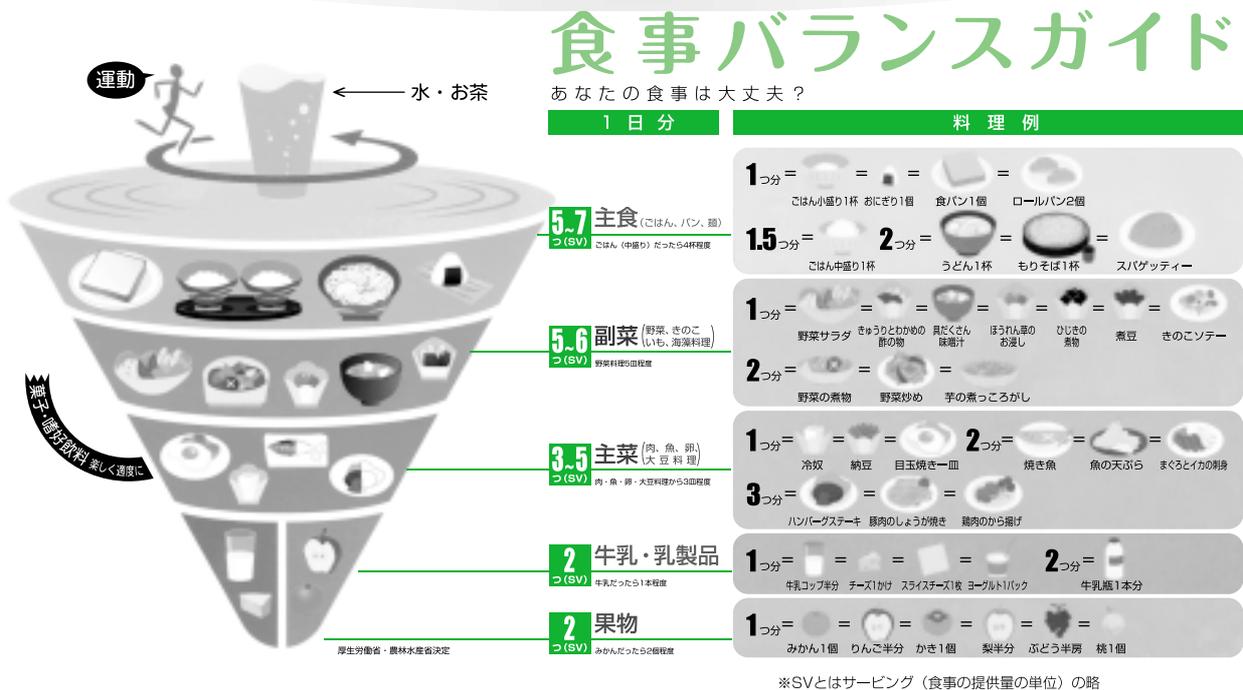
自分の食生活を見直してみよう。

- ・自分の健康目標をつくり、食生活を点検する習慣を持ちましょう。
- ・家族や仲間と、食生活を考えたり、話し合ったりしてみましょう。
- ・学校や家庭で食生活の正しい理解や望ましい習慣を身につけましょう。
- ・子どものころから、食生活を大切にしましょう。

(平成12年3月24日閣議決定)

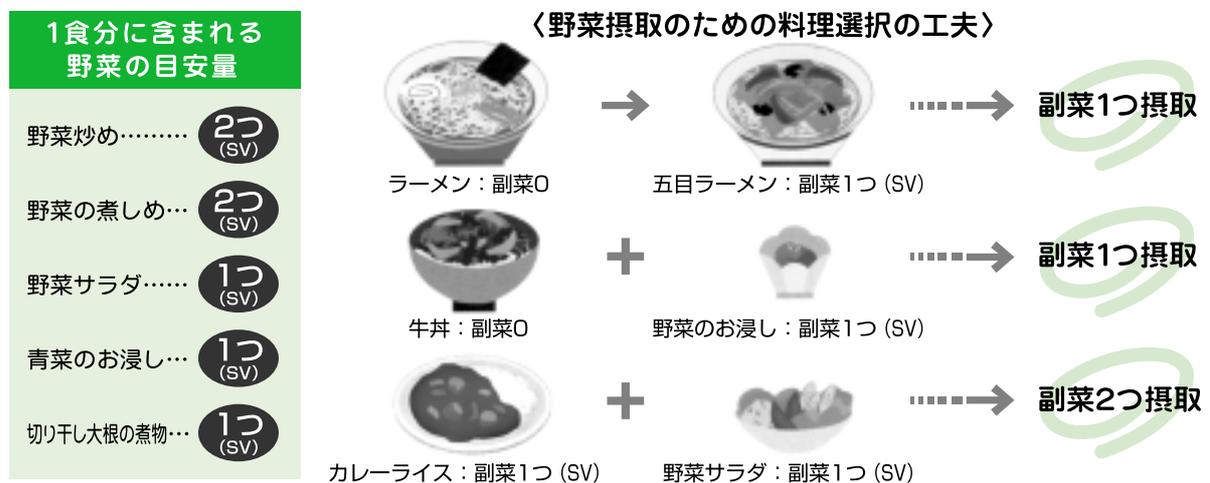
食事は主食、副菜、主菜を上手に組み合わせて バランスよく食べましょう!

「食事バランスガイド」とは、1日に「何」を「どれだけ」食べたらよいのかが一目でわかる食事の目安です。主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の5つのグループの料理・食品を組み合わせてバランスよくとれるよう、コマにたとえてそれぞれの適量をイラストでわかりやすく示しています。



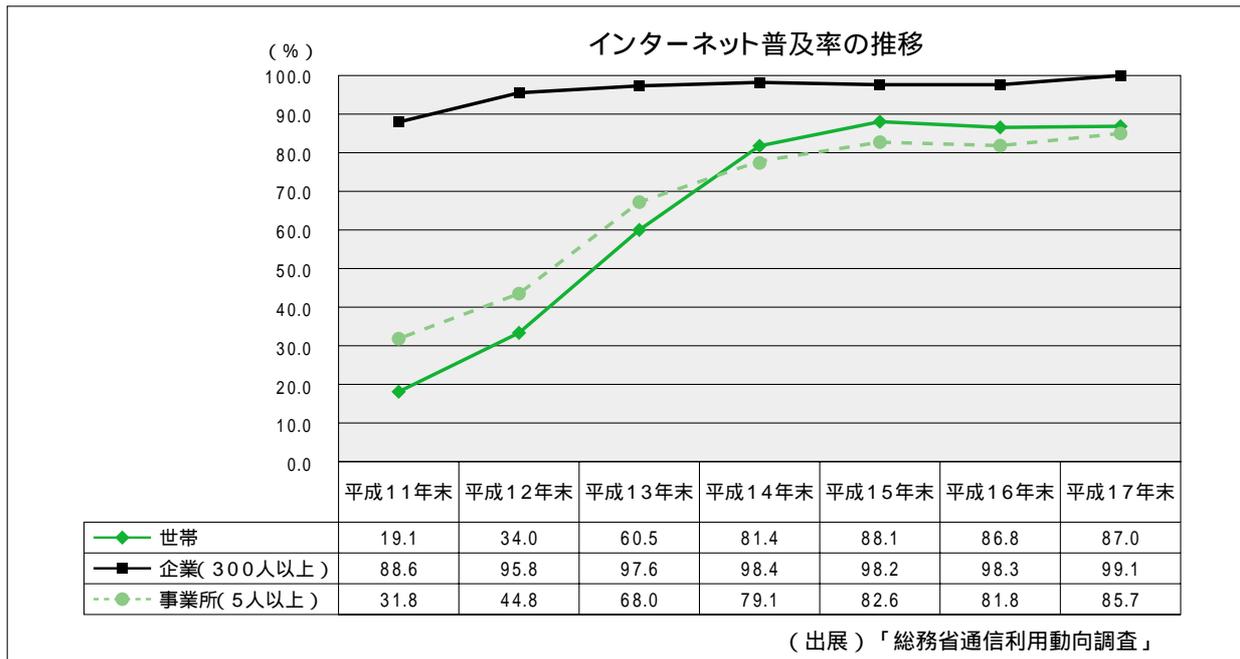
外食・中食でも、もっと野菜料理を!

外食では、野菜が不足しがちになります。意識して野菜料理を1品加えましょう。

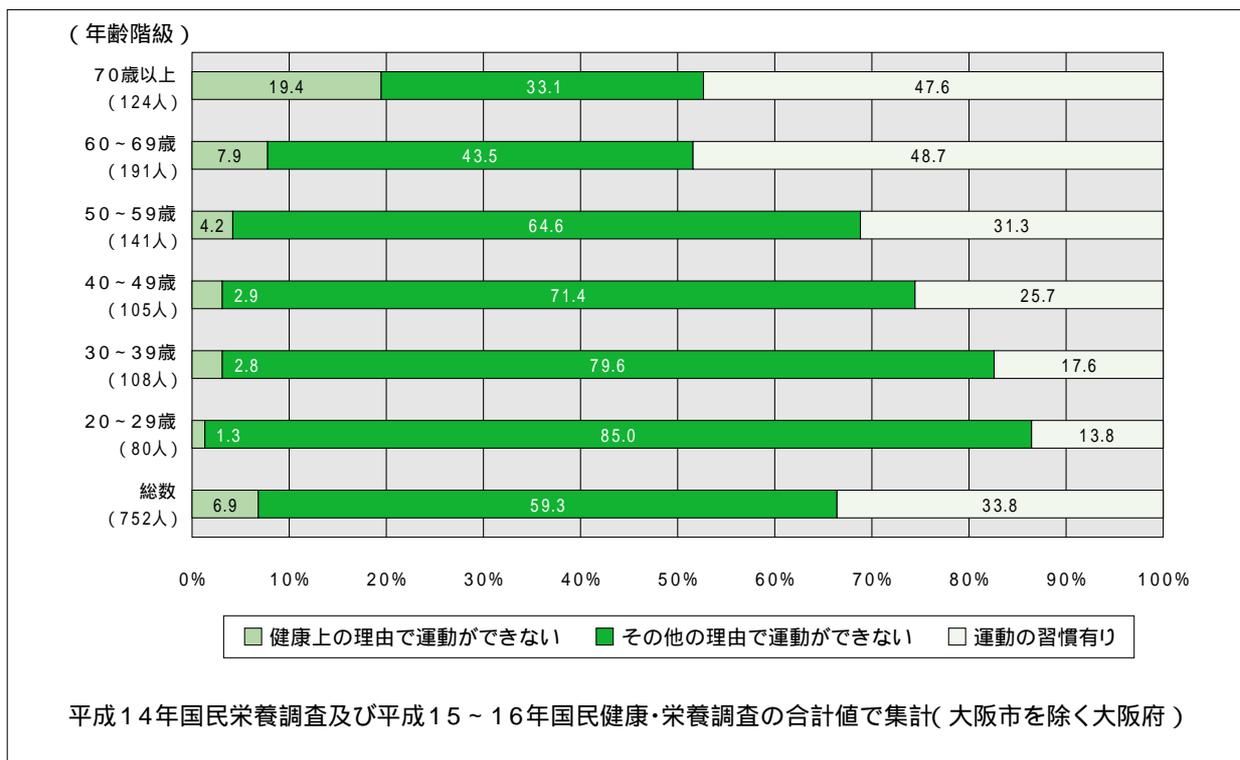


計画策定に当たり参考とした統計資料等は以下のとおりです。

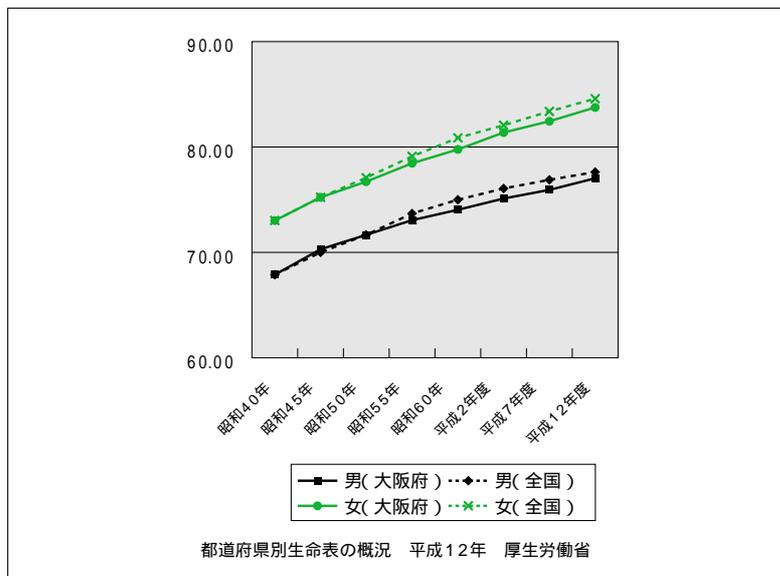
通信の発達・ワークスタイルの変化



運動習慣の有無



平均寿命の推移



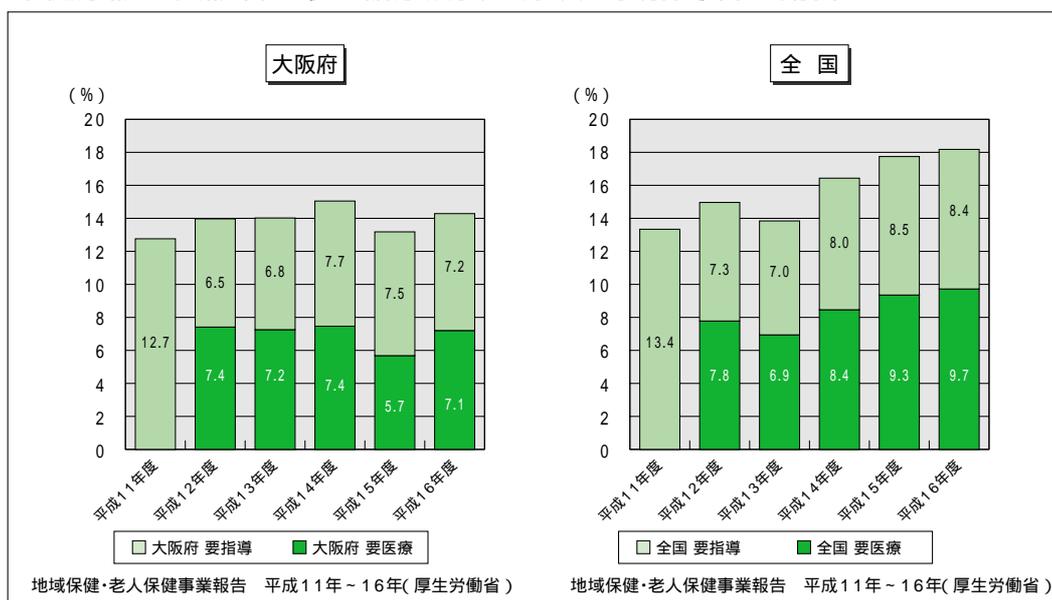
平成12年の平均寿命は全都道府県中、男性が43位、女性が46位

糖尿病患者有病者数の推計(全国)

	平成9年	平成14年
糖尿病が強く疑われる人	約690万人	約740万人
糖尿病の可能性を否定できない人	約680万人	約880万人

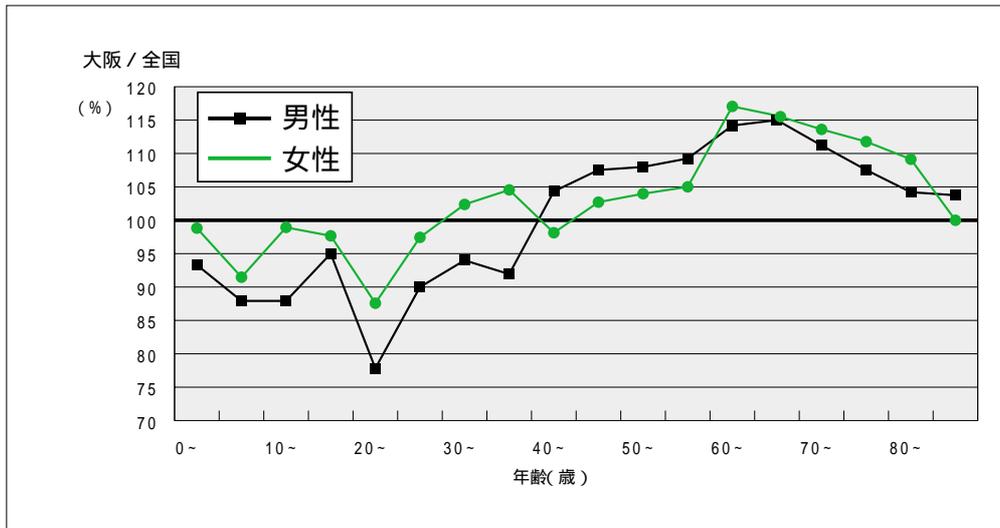
平成9年、14年糖尿病実態調査(厚生労働省)

基本健康診査受診者のうち糖尿病要医療及び要指導者の割合



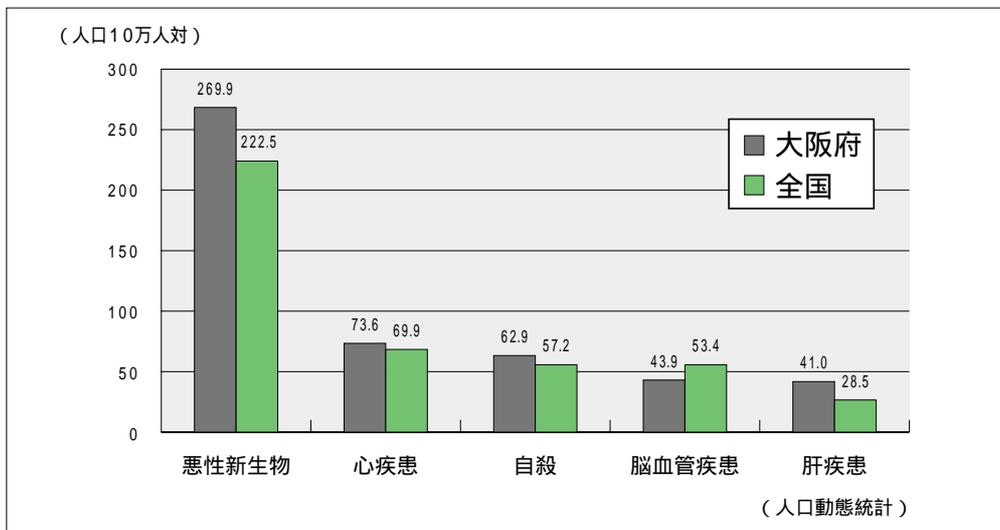
注：平成11年度は「糖尿病の疑いを含む要医療者数」の割合

年齢区分別死亡率の比較(全国平均を100%とする。1995年～97年の平均値)

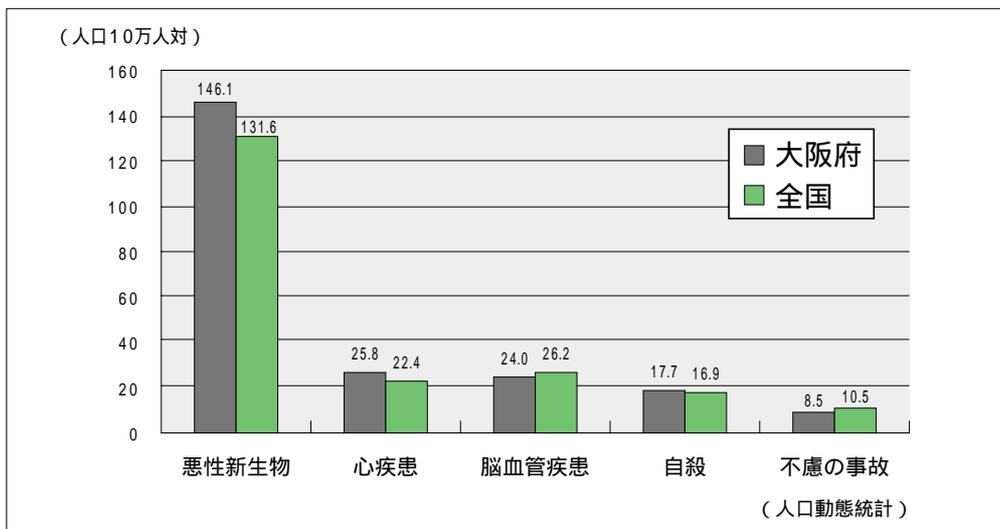


大阪府における成人病統計(大阪府健康福祉部)より算出

40～64歳男性死亡率(1998年)



40～64歳女性死亡率(1998年)



生活習慣病の発症と食生活との関連

脳卒中、心疾患と野菜

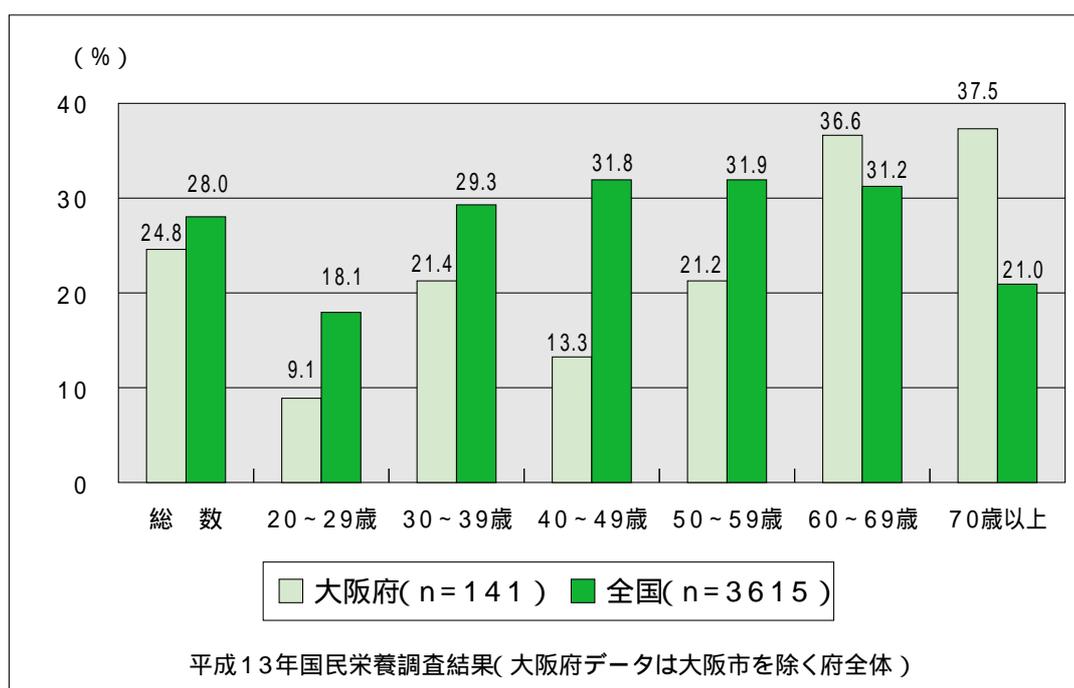
米国の成人9,608人を19年間追跡したところ、米国の一般住民でも、野菜や果物の摂取により、循環器疾患リスクや全死因死亡率が低くなるという関係が認められた。(American Journal of Clinical Nutrition 2002;76:93-9)

疾病と食生活慣習の関係(疾病等の原因となる食生活慣習)

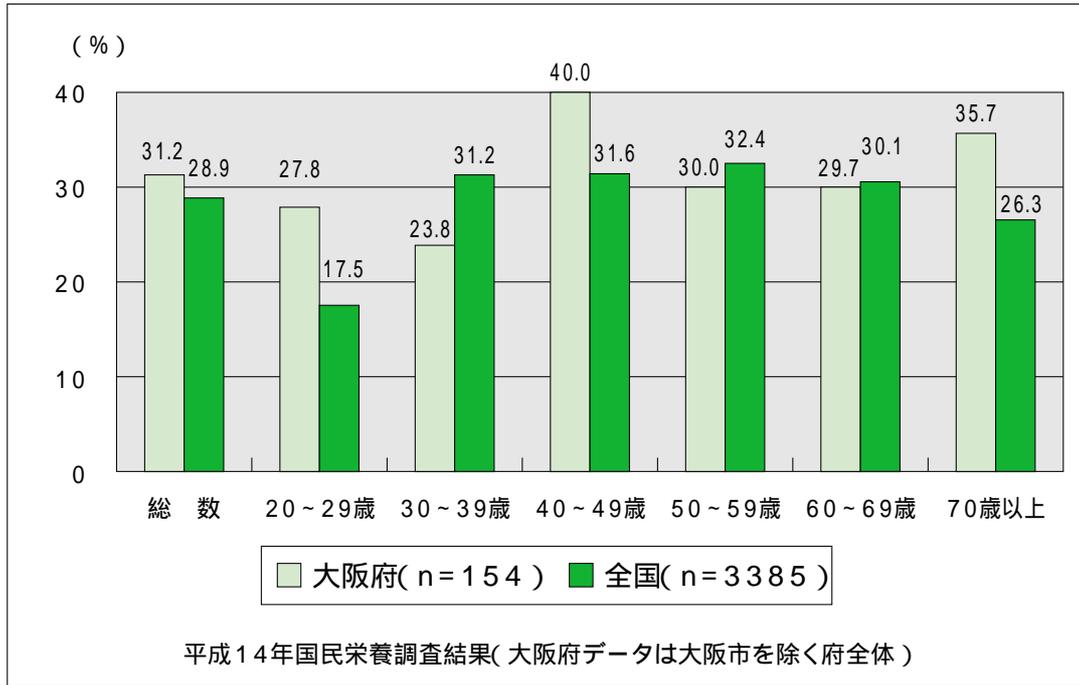
悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	糖尿病	骨粗鬆症	う蝕・歯周病
塩辛い食品の摂り過ぎ	食塩の摂り過ぎ	食塩の摂り過ぎ	食べ過ぎ	カルシウム不足	
動物性脂肪の摂り過ぎ	動物性脂肪の摂り過ぎ		甘味食品・飲料の摂り過ぎ		甘味食品・飲料の摂り過ぎ
食物繊維不足	カリウム(野菜・果物) の不足	カリウム(野菜・果物) の不足			

肥満者の割合の変化

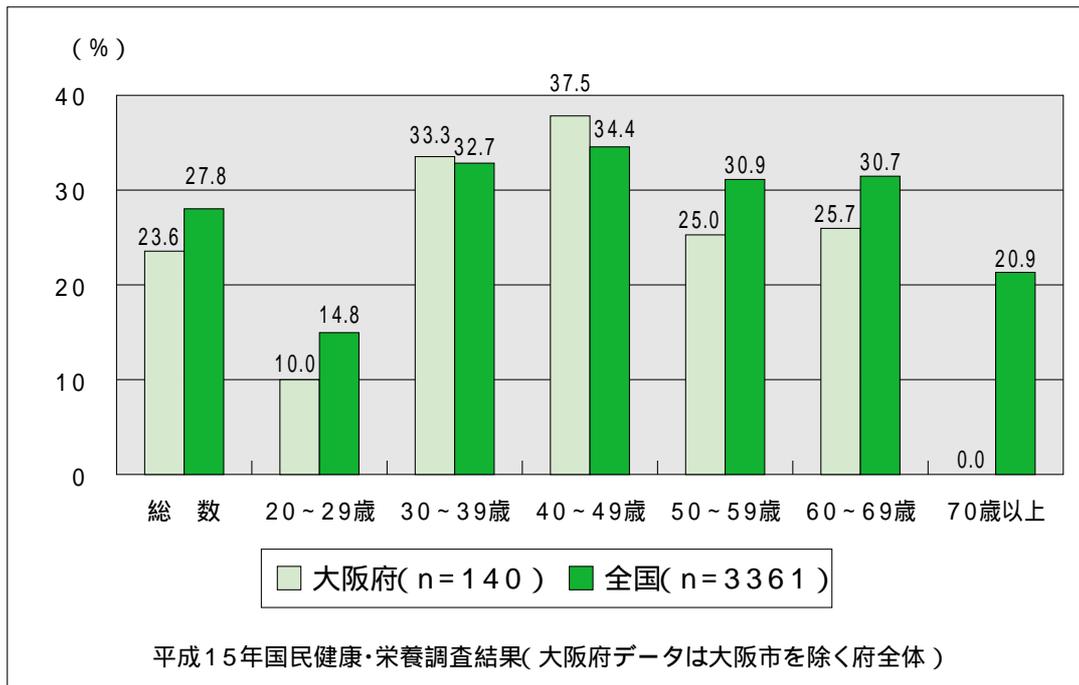
平成13年肥満者の割合(大阪府・全国 男)



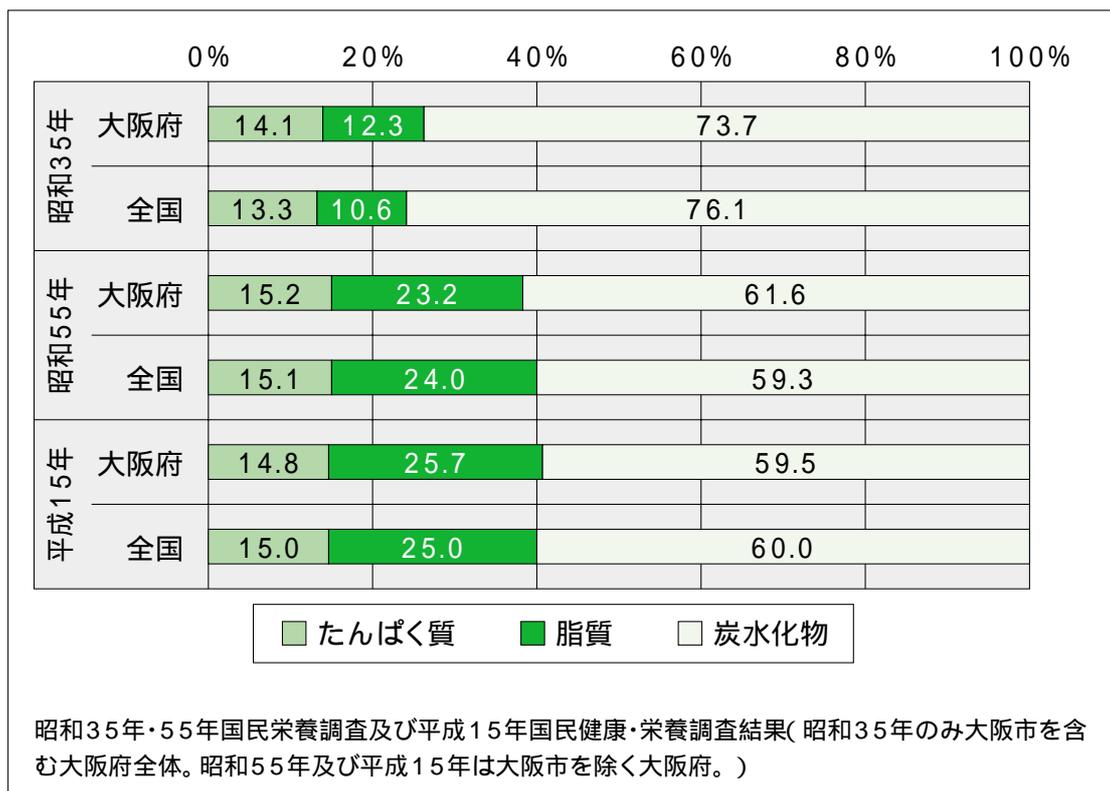
平成14年肥満者の割合(大阪府・全国 男)



平成15年肥満者の割合(大阪府・全国 男)



エネルギーの栄養素別摂取構成比の年次推移



食品群別摂取量の推移

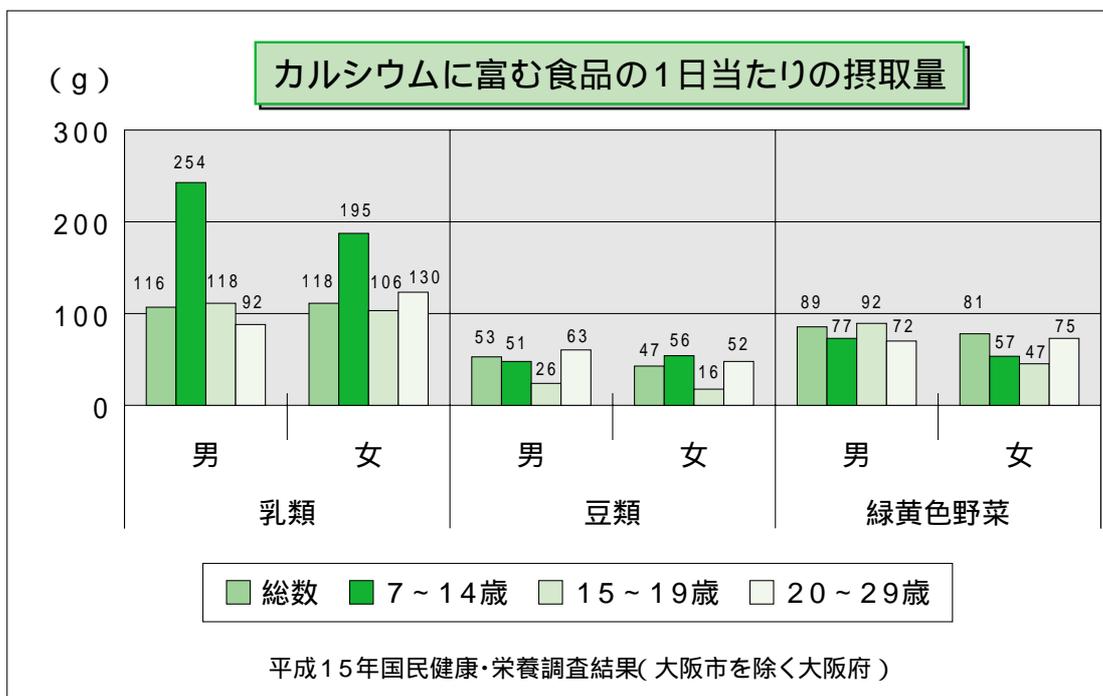
食品群別摂取量の推移

1人1日当たり(g)

年 別	63年		3年		6年		9年		12年		15年		
	全 国	大阪府	全 国	大阪府	全 国	大阪府	全 国	大阪府	全 国	大阪府	全 国	大阪府	
総 量	1,325	1,224	1,338	1,323	1,336	1,227	1,426	1,446	1,365	1,293	2,071	2,078	
動物性食品	337	311	346	337	348	353	355	373	298	327	328	330	
植物性食品	988	913	992	986	988	924	1,071	1,073	1,066	967	1,743	1,748	
穀 類	米 類	201	202	199	199	192	193	165	166	160	185	333	
	小麦類	86	95	87	118	87	105	92	106	94	90	462	
	その他の穀類	2	1	2	2	2	2	2	2	2	1	6	
い も 類	67	56	69	57	62	57	69	66	65	50	60	54	
砂 糖 類	11	11	10	12	10	10	10	11	9	10	7	8	
菓 子 類	21	17	22	17	20	19	24	26	22	19	26	28	
油 脂 類	18	17	17	17	18	18	17	16	16	16	10	11	
種 実 類	2	1	1	1	2	2	2	2	2	3	2	2	
豆 類	大豆・大豆製品	68	58	66	64	65	54	69	62	70	64	58	50
	その他の豆類	2	1	2	3	2	1	2	1		1		
緑黄色野菜	73	70	73	68	82	71	92	89	96	89	94	84	
その他の野菜及び茸類	176	136	176	149	172	129	197	179	180	146	183	133	
きのこ類											15	12	
果 実 類	125	101	112	107	117	100	131	137	117	106	115	109	
藻 類	6	4	6	5	6	4	5	4	6	4	13	9	
調味嗜好品及び飲料	118	120	144	141	148	151	189	202	182	198	686	762	
魚介類	生 魚	65	60	65	63	65	67	63	66	92	54	87	79
	乾物・その他	31	26	32	30	32	26	35	33		23		
肉 類	74	76	76	80	75	84	80	91	78	73	77	88	
卵 類	43	45	43	46	43	47	41	47	40	39	37	45	
乳 類	牛 乳	113	97	119	108	118	115	115	113	128	109	126	117
	乳製品	9	6	10	9	14	13	20	21		23		
加工食品		18		18									
その他の食品	14	7	5	9	6	10	6	5	5	3			

昭和63年、平成3、6、9、12年国民栄養調査結果(大阪市を除く大阪府)及び平成15年国民健康・栄養調査結果(大阪市を除く大阪府)

カルシウムに富む食品の1日当たりの摂取量



大阪府内で発生した食の安全・安心に関わる事象

発生年月日	内 容
平成 8年 7月	腸管大腸菌O157を原因菌とする集団食中毒が発生。
平成12年 6月	大手乳業メーカー製造の低脂肪乳等を原因とする食中毒事件が発生。検査の結果、黄色ブドウ球菌毒素であることが判明。
平成16年 7月	大阪市内の荷役会社が、輸入野菜の産地を偽装して出荷していたことを発表。

大阪府食の安全安心推進条例

大阪府食の安全安心推進条例【概要】

【第1章 総則】

〔第1条〕目的

食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、府及び食品関連事業者の責務並びに府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、及び食品による健康被害を防止し、もって現在及び将来の府民の健康の保護を図る。

〔第2条〕定義

「食の安全安心」、「食品」、「食品等」、「生産資材」、「食品関連事業者」、「特定事業者」について定義

〔第3条〕基本理念

府民の健康の保護が最も重要であるという認識の下で、必要な措置が講じられる。
生産から消費に至る一連の行程の各段階において、科学的知見に基づき、必要な措置が講じられる。
府、食品関連事業者、府民、有識者等の相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)を促進する。
府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力の下に行う。

〔第4条〕府の責務

- ・ 施策の策定、実施
- ・ 国や他の地方公共団体との連携、協力

〔第5条〕食品関連事業者の責務

- ・ 安全安心の確保についての第一義的責任の認識、関係法令の遵守
- ・ 正確かつ適切な情報の積極的な提供
- ・ 府の施策への協力

〔第6条〕府民の役割

- ・ 食の安全安心に関する知識と理解を深める
- ・ 施策について意見の表明
- ・ 府の施策への協力

〔第7条〕環境に及ぼす影響への配慮

府、食品関連事業者及び府民は、取組を推進するに当たって、環境に及ぼす影響を配慮する。

【第2章 食の安全安心の確保に関する施策】

〔第8条〕食の安全安心推進計画の策定

〔第9条〕監視、指導等

〔第10条〕リスクコミュニケーションの促進

〔第11条〕緊急時の体制の整備

〔第12条〕調査研究等の推進

〔第13条〕情報の収集及び提供

〔第14条〕表示の適正化の推進

〔第15条〕知識の普及啓発等

〔第16条〕食品関連事業者の取組の支援

〔第17条〕施策の実施状況の公表

〔第18条〕顕彰の実施

【第3章 健康被害の防止等に関する施策】

〔第19条〕健康被害の拡大防止のための情報の公表

食品によると疑われる重大な健康被害が生じた場合、調査等により、当該食品との因果関係において蓋然性が高く、かつ拡大するおそれがあるときは、専門家の意見も聴いたうえで、速やかにその旨を公表する。

〔第20条〕自主回収の報告

事業者が食品衛生法違反あるいはその疑いがあるとして、食品等の自主的な回収に着手した場合、府に報告しなければならない。

〔第21条〕回収の報告に係る指導等

府は、自主回収が円滑に行われるように指導するとともに、府民へ回収情報を公表する。

〔第22条〕農林水産物の生産過程での法令の遵守

生産過程において適用される法令に違反した農林水産物について、生産地を管轄する地方公共団体に必要な措置を要請する。

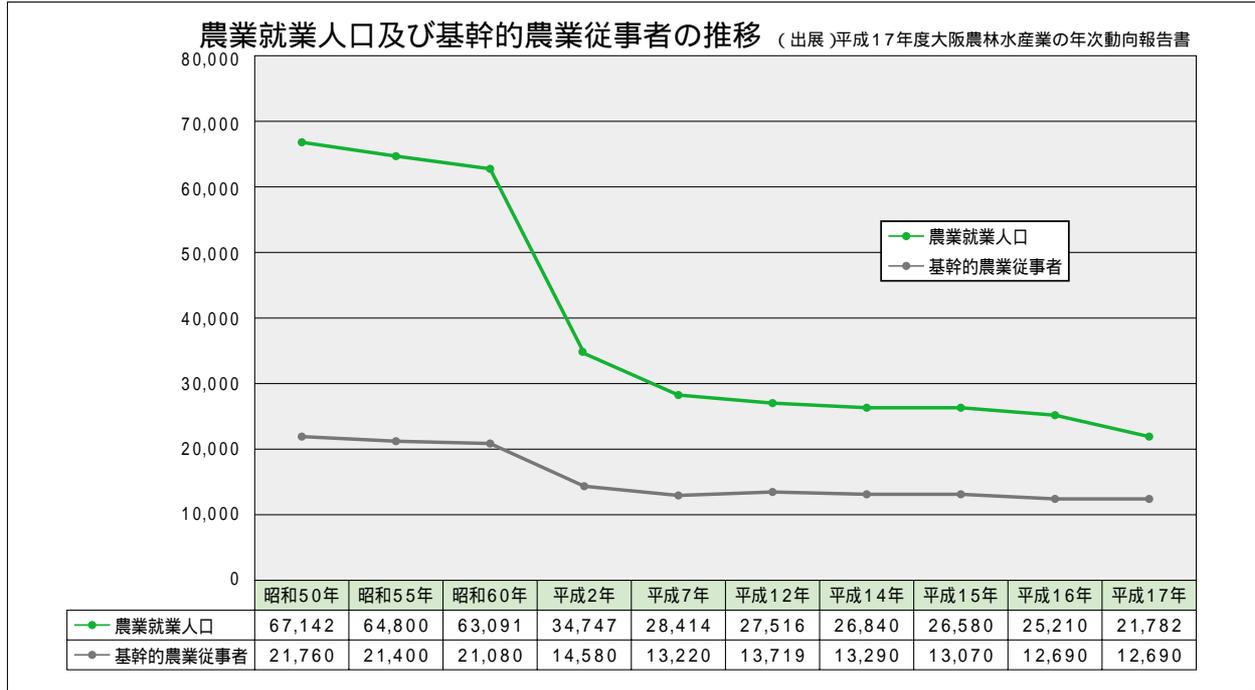
【第4章 雑則】

〔第23条〕規則への委任

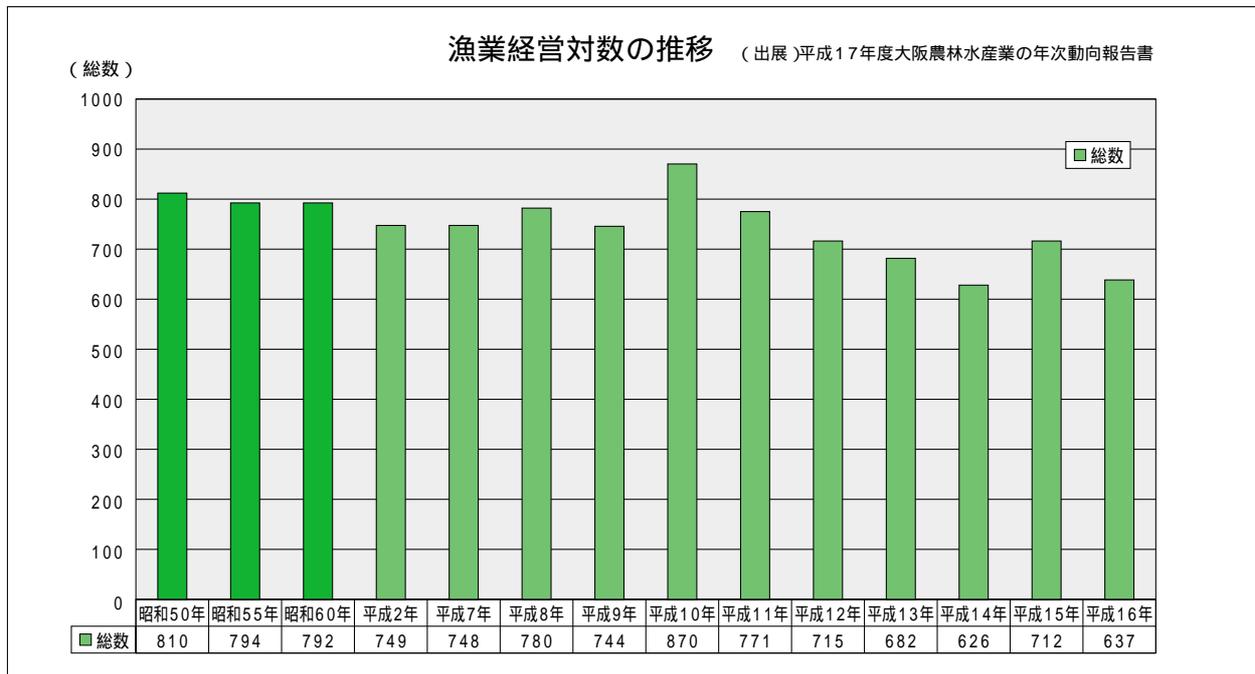
【附則】 平成19年4月1日から施行(第19条の規定は平成19年11月1日から施行、第20条及び第21条は平成20年4月1日から施行)

大阪府附属機関条例を改正:「大阪府食の安全安心推進協議会」を設置し、食の安全・安心推進計画に関することや、食の安全安心の確保についての重要事項について審議する。

農業就業人口及び基幹的農業従事者の推移



農業や漁業に携わる人の減少



食料品の輸入額

主要国及び主要商品別我が国の輸入額(平成17年)

「貿易統計」による。国(地)名は原則として原産国(地)又は積出国(地)による。

(単位 100万円)

国(地域)	Country and region	食料品 Foodstuff					
		#魚介類 Fish and shellfish	#肉類 Meat	#穀物類 Cereals	#野菜 Vegetables	#果実 Fruits	
総額	Total value	5,558,823	1,562,347	1,074,852	632,617	396,095	383,275
アジア	Asia						
1 アラブ首長国連邦	United Arab Emirates	772	58		94	33	0
2 イスラエル	Israel	6,446	1	216	0	129	5,649
3 イラン	Iran	1,393	621	1		6	443
4 インド	India	53,809	31,168		64	143	4,287
5 インドネシア	Indonesia	99,826	80,760	16	1,084	1,555	1,470
6 オマーン	Oman	1,045	490		52	502	
7 カタール	Qatar						
8 韓国	Korea, Rep. of	147,349	71,794	955	7,229	26,408	6,963
9 クウェート	Kuwait	57	56				
10 サウジアラビア	Saudi Arabia	1,918	1,918				
11 シンガポール	Singapore	30,198	2,968	18	2,103	4	26
12 タイ	Thailand	260,430	108,021	54,501	17,272	13,926	10,055
13 中国	China 2)	867,131	339,993	103,043	52,597	205,073	65,100
14 中国(台湾)	China (Taiwan)	114,743	93,771	3,784	1,025	6,875	3,709
15 中国(香港)	China (Hong Kong)	3,209	943		60	15	8
16 バーレーン	Bahrain	152	152				
17 パキスタン	Pakistan	1,012	897	6	23	6	38
18 フィリピン	Philippines	95,984	17,931	574	371	2,213	71,352
19 ブルネイ	Brunei						
20 ベトナム	Viet Nam	99,486	85,834		4,558	2,752	881
21 マレーシア	Malaysia	19,580	8,040		1,531	164	403
北アメリカ	America, North						
22 アメリカ合衆国	U.S.A.	1,465,163	152,622	185,732	399,218	65,477	101,653
23 カナダ	Canada	256,105	53,924	116,946	48,311	7,737	4,292
24 プエルトリコ	Puerto Rico	237					
25 メキシコ	Mexico	58,025	9,183	26,326	1	4,284	13,329
南アメリカ	America, South						
26 アルゼンチン	Argentina	15,772	5,735	1,353	1,872	99	1,609
27 チリ	Chile	151,653	91,766	33,075	79	2,721	9,485
28 ブラジル	Brazil	145,797	2,066	89,006	389	262	12,880
29 ベネズエラ	Venezuela	1,259	117				
30 ペルー	Peru	17,501	2,420	7	147	857	503
ヨーロッパ	Europe						
31 アイルランド	Ireland	11,871	1,564	6,299	1		
32 イギリス	United Kingdom	38,987	2,865	84	4,664	228	500
33 イタリア	Italy	56,052	3,405	2,885	10,617	8,715	3,945
34 オーストリア	Austria	11,772	19	6,807	155	10	2,821
35 オランダ	Netherlands	36,326	3,001	2,700	837	3,320	1,296
36 スイス	Switzerland	5,035	5	20	206	347	133
37 スウェーデン	Sweden	2,984	54	515	58	19	571
38 スペイン	Spain	30,745	15,748	3,404	121	897	1,428
39 デンマーク	Denmark	146,231	6,460	129,906	1,443	10	64
40 ドイツ	Germany	57,679	2,024	179	7,331	3,044	1,166
41 ノルウェー	Norway	56,032	54,719	55	26	0	
42 フィンランド	Finland	3,777	195	2,799	32	0	64
43 フランス	France	161,311	4,137	9,619	6,139	1,087	5,012
44 ベルギー	Belgium	20,691	2	1,480	2,417	1,468	253
45 ロシア	Russia	125,786	123,870		0	440	38
アフリカ	Africa						
46 南アフリカ	South Africa	27,777	3,925	11	2,257	284	13,587
オセアニア	Oceania						
47 オーストラリア	Australia	463,788	36,116	247,276	56,495	7,150	8,029
48 ニュージーランド	New Zealand	117,069	11,173	32,282	1,067	14,746	18,150
49 パプアニューギニア	Papua New Guinea	3,349	1,649	41			
(欧州連合(EU))	(European Union) 3)	609,351	49,440	178,335	34,127	22,871	18,176

1) 雑製品及び特殊取扱品の計。

2) 台湾及び香港を除く。

3) 加盟国25カ国の計。

資料 日本関税協会「外国貿易概況」

食べ残しや捨てられる食料

食品廃棄物等の発生量、発生の抑制量、減量、再生利用量

単位 実数：千t
割合、率：%

業種	年度	食品廃棄物等の年間発生量		発生の抑制した量		減量した量		再生利用への仕向量		5) うち、食品リサイクル法で規定している用途による再生利用への仕向量	
		実数	1)発生割合	実数	2)抑制割合	実数	3)減量率	実数	4)再生利用率	実数	再生利用率
食品産業計	平.17	11 362	100	510	4	366	3	6 664	59	5 300	47
	16	11 358	100	515	4	330	3	5 793	51	4 444	39
食品製造業	平.17	4 946	44	241	5	176	4	4 221	85	3 762	76
	16	4 898	43	235	5	234	5	3 803	78	3 206	65
食品卸売業	平.17	744	7	31	4	8	1	505	68	432	58
	16	751	7	48	6	12	2	398	53	266	35
食品小売業	平.17	2 629	23	122	4	44	2	1 028	39	685	26
	16	2 604	23	121	4	37	1	821	32	595	23
外食産業	平.17	3 043	27	116	4	138	5	910	30	421	14
	16	3 104	27	110	3	47	2	770	25	377	12

(出展) 平成18年食品循環資源の再生利用等実態調査結果(農林水産省調査)

近畿地方の世帯食1日あたり食品類別食品使用量及び食品ロス量

単位：g

食品類	使用量	近 畿 (124)					食べ残し
		計	食品ロス量				
			小計	過剰除去	直接廃棄		
計	1	1 133.4	42.5	30.9	22.0	8.9	11.6
穀類	2	166.2	1.5	0.4		0.4	1.1
でんぷん	3	0.6	0.0	0.0		0.0	0.0
豆類	4	1.1	0.0	0.0	0.0		
野菜類	5	210.0	19.2	16.1	13.5	2.6	3.2
うち、いも類	6	22.0	2.3	1.8	1.7	0.1	0.5
うち、緑黄色野菜	7	63.6	5.2	4.6	3.7	0.9	0.6
きのこ類	8	9.2	0.7	0.6	0.5	0.1	0.2
果実類	9	69.5	6.1	5.8	5.2	0.6	0.3
肉類	10	47.2	1.2	0.7	0.5	0.1	0.6
卵類	11	31.8	0.5	0.3	0.2	0.0	0.3
牛乳及び乳製品	12	87.7	0.7	0.4		0.4	0.2
魚介類	13	37.8	2.7	2.0	2.0	0.0	0.7
生鮮海藻類	14	0.8	0.0	0.0		0.0	0.0
砂糖類	15	6.5	0.1	0.0		0.0	0.1
油脂類	16	13.8	0.1	0.0		0.0	0.1
調味料類	17	55.9	1.9	0.4		0.4	1.5
調理加工食品	18	223.3	6.8	3.7		3.7	3.1
ごはん	19	25.1	0.3	0.3		0.3	0.1
パン類	20	45.8	0.4	0.1		0.1	0.3
かん・びん詰	21	3.5	0.2	0.2		0.2	0.0
冷凍品	22	18.0	0.3	0.1		0.1	0.3
レトルト	23	4.4	0.0	0.0		0.0	0.0
惣菜・加工品・その他	24	126.5	5.5	3.0		3.0	2.4
菓子類	25	21.4	0.3	0.3		0.3	0.0
飲料類	26	150.7	0.5	0.3		0.3	0.2

(出展) 平成17年度食品ロス統計調査(世帯調査)結果(農林水産省調査)

大阪府内在住の外国人

大阪府にぎわい創造部国際室ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/kokusai/policy/kunibetsu17matsu.pdf>

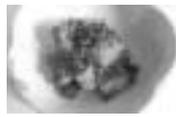
(府内外国人登録国籍別人数 平成17年12月31日現在)

大阪府における飲食店舗数

	事業所数
一般飲食店	39,328
食堂，レストラン	16,669
一般食堂	5,311
日本料理店	3,083
西洋料理店	1,879
中華料理店	3,661
焼肉店（東洋料理のもの）	1,974
その他食堂，レストラン	761
そば・うどん店	2,323
すし店	2,783
喫茶店	12,584
その他の一般飲食店	4,969
ハンバーガー店	369
お好み焼店	3,629
他に分類されない一般飲食店	971

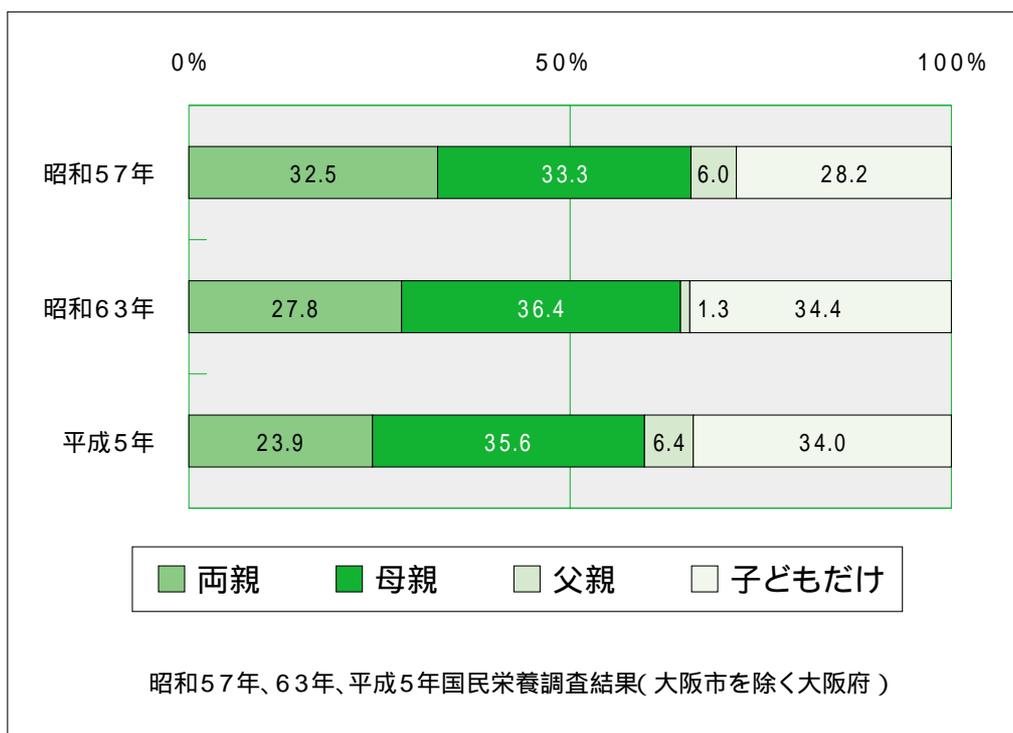
(出展) 「平成16年事業者・企業統計調査結果(総務省調査)」

大阪府内に伝わる主な伝統食

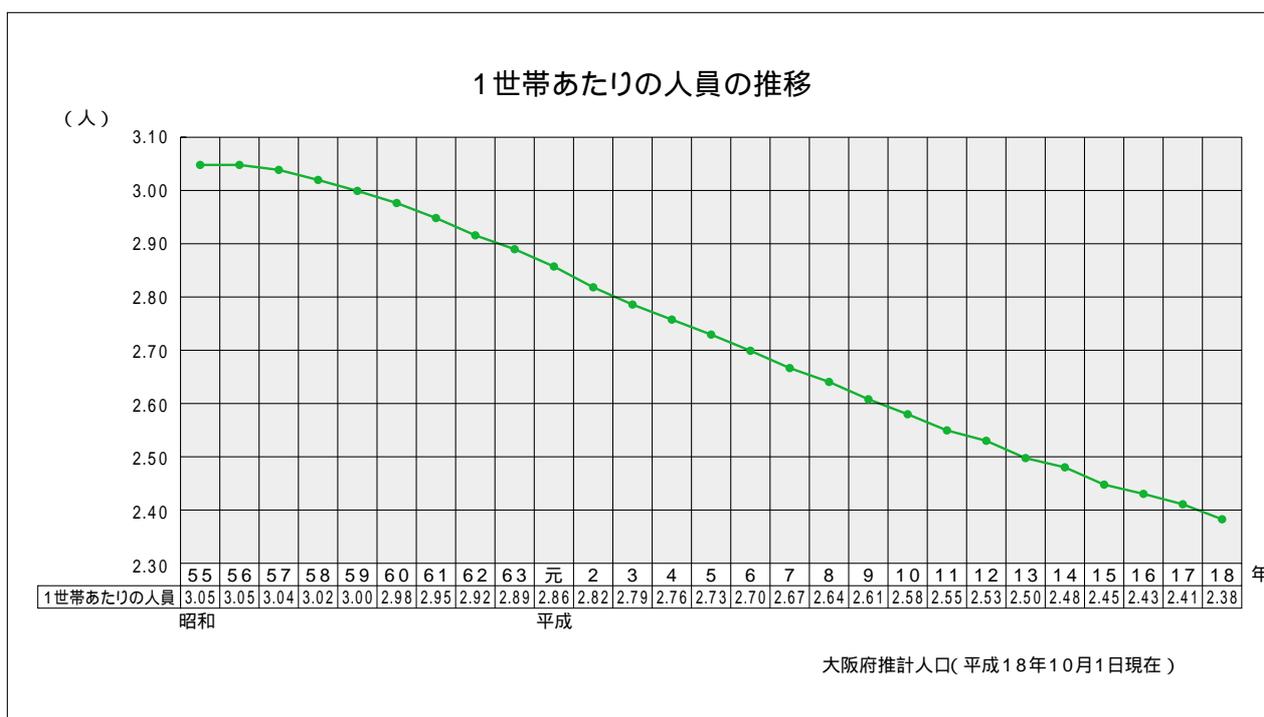
名 前	内 容	
ごんぼ汁	江戸時代に淀川を行き来する船客相手に食べ物などを売る「くらわんか船」で、売られていた汁物。	
レンコンの白和え	レンコンの産地である門真市で祝い事などの際に作られる料理。	
とんどこんにやく	1月15日のとんど焼きに無病息災を祈ってふるまわれる、こんにやくを使った料理。	
栗おこわ	栗の産地で有名な能勢地方に伝わる料理。「銀寄」と呼ばれる栗の品種が代表的。	
ずんだ餅	田の畦で栽培されている畦豆で作られたくるみあんで餅を和えた料理。秋祭りに作られている。	
半夏生だんご (別名)あかねこ	7月2日の半夏生を祝うために、小麦ともち米を材料に作る食べ物。赤みを帯びた出来上がり、形が猫の背に見えることから「あかねこ」とも言われている。	
じゃこごうこ	泉南地方で栽培されている水ナスの古漬けをえびじゃこと煮た料理。	
どろぼう漬け	泉南地域に伝わるもろみを使った漬物。もろみがドロドロしていることから、「どろぼう」と言われている。	

大阪府食生活改善連絡協議会作成「親から子へ 子から孫へ おおさか伝承の味」より引用
 大阪ヘルスマイトの会（大阪府食生活改善連絡協議会 大阪市食生活改善推進員協議会）作成
 「日本の味 なにわの味」より引用

子どもが朝食を食べている相手の推移



核家族化の進展



「小学校での健康づくり学習に関するアンケート」結果（抜粋）

この調査は小学校における食育の実施状況を把握し、「学校における食育」を学校と保健所が連携して推進していくことを目的に平成17年7月に大阪府各保健所で実施した。府保健所管内の小学校550校（私立2校含む）のうち474校より回答が得られ、結果の抜粋は以下のとおりである。同様の調査を平成15年度にも行っており（回答数365校）、その結果とも比較した。

平成17年度大阪府における食育推進事例集より抜粋

1. 小学校における食育実施状況

平成16年度に食育を実施した小学校は474校中418校であった。（表1）

実施率で比較すると「実施した」が77.0%（H14）から88.2%（H16）に増加した。

（図1）

表1 小学校における食育実施状況

	実施した	実施しなかった	未回答
平成16年度	418	56	0
平成14年度	281	70	14

「実施した」には給食時間などでの指導も含む

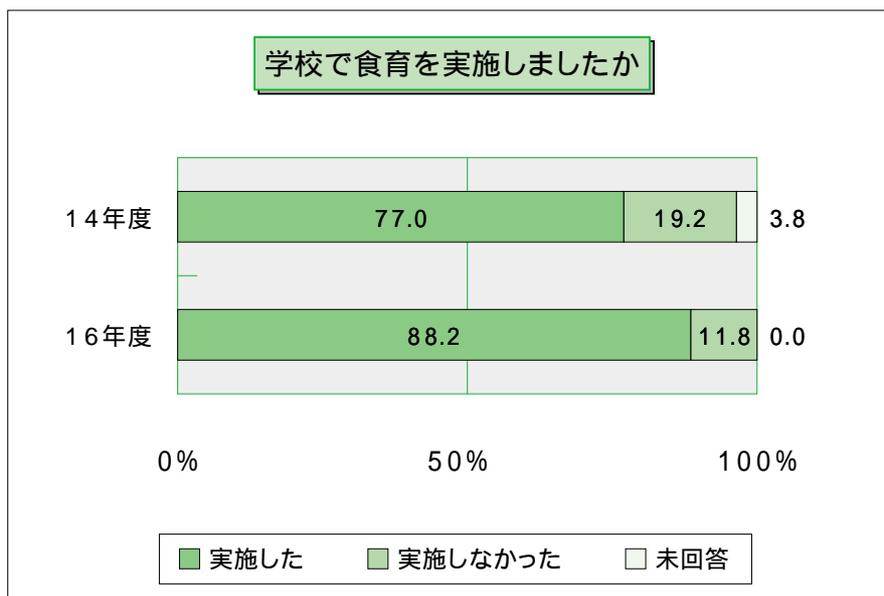


図1

2. 実施教科及び内容

食育をどの教科で実施したかを実施校数に占める割合で見ると、「特別活動」は学年が小さいほど高く、「総合的な学習の時間」「体育科（保健領域）」は3，4年生で割合が高かった。また5，6年生では、実施している学校の7～8割が「家庭科」と回答していた。1，2年生の「その他」は「生活科」が多かった。（図2）

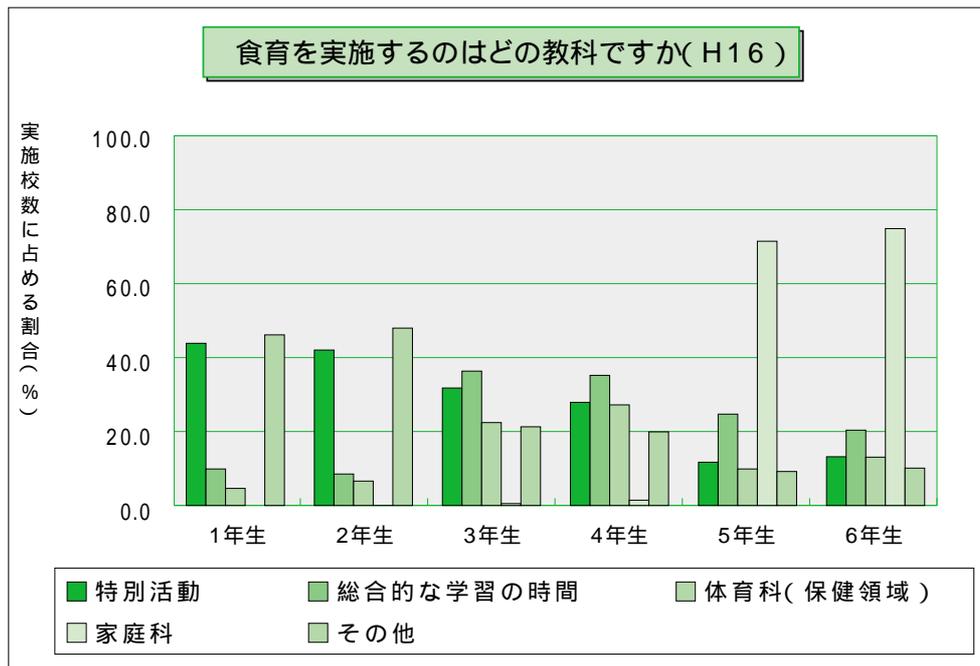


図2

実施した内容をテーマ別に分類すると、栄養バランス（「3色栄養」「6つの基礎食品」）、野菜、朝食などに取り組んでいる。「その他」については1年生では「給食」が多く、6年生では「弁当」が多かった。（図3）

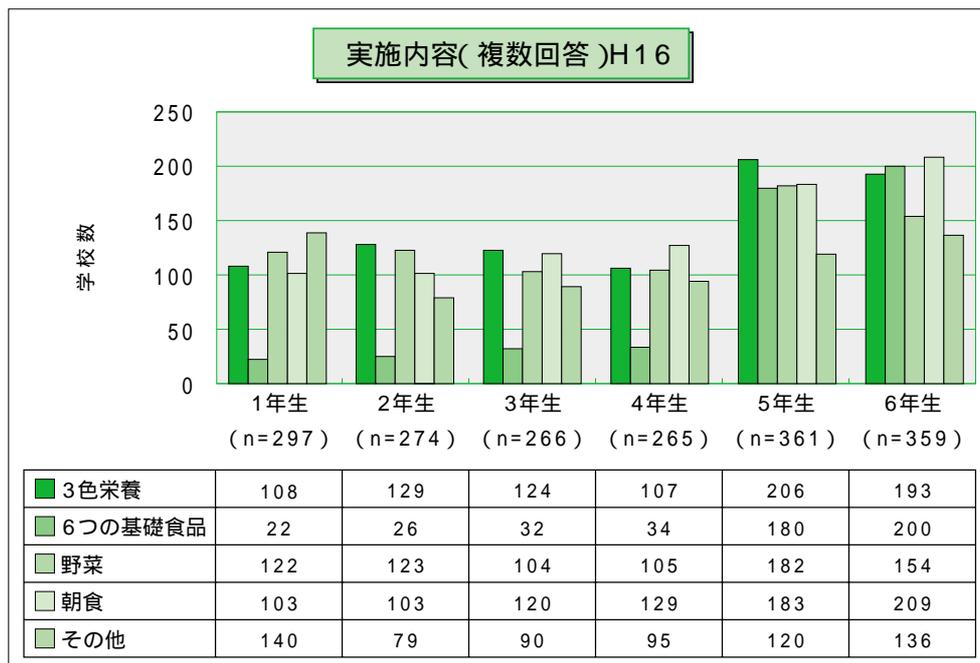


図3

3. 保健所等外部への支援希望状況

健康づくり学習（食育）を実施するにあたり、どのような外部支援を希望するかについては「教材の貸し出し」が最も多かった。（図4）

支援希望の内容を、全回答校に占める割合で平成14年度と比較すると、「モデル授業案の情報提供」「講師の紹介」と回答した学校の割合が高くなっている。（図5）

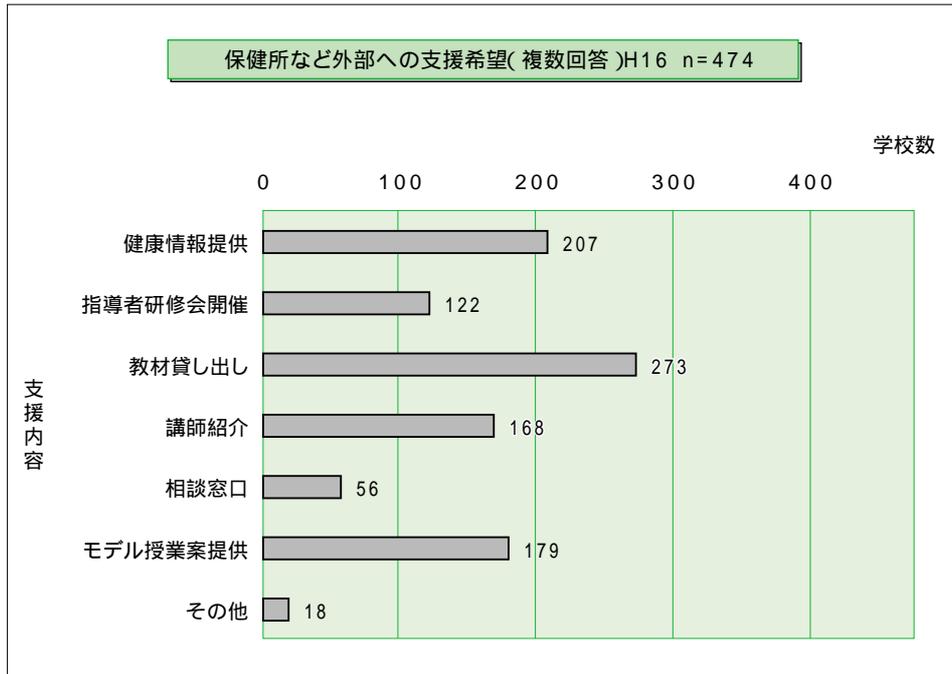


図4

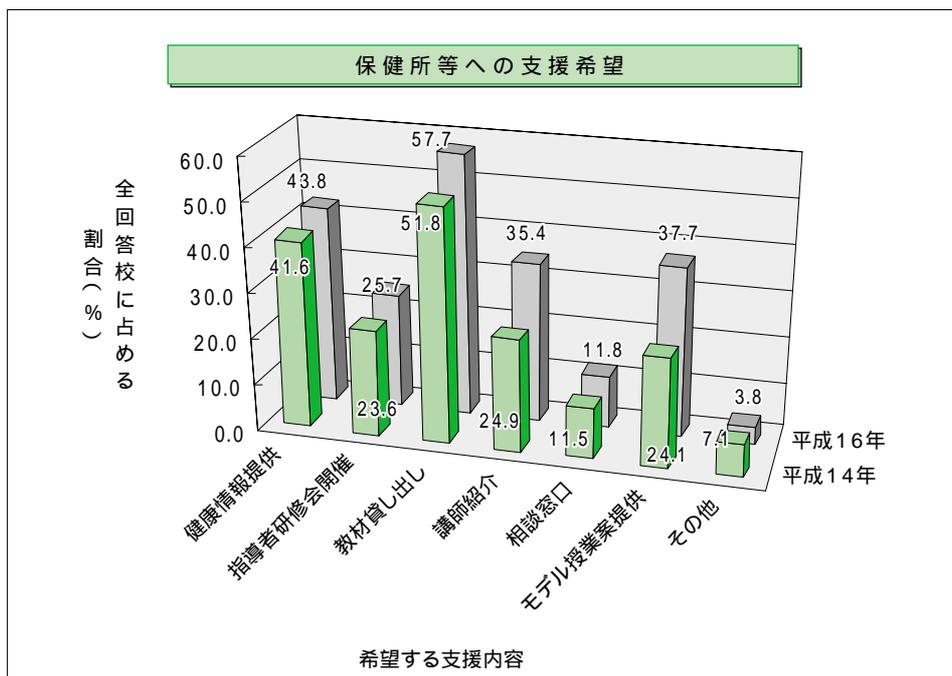


図5

学校給食での大阪地場農産物の利用等に関するアンケート結果 抜粋 (平成17年度実績・大阪府農政室調べ)

学校給食で府内産農産物を利用している公立小中学校数及び市町村数

	府内産農産物を学校給食に 利用している		学校給食を実施している	
	市町村数	学校数	市町村数	学校数
小学校	41市町村	1,005校	43市町村	1,027校
中学校	11市町村	47校	11市町村	47校
合計		1,052校		1,074校

学校給食における府内産農産物使用量及び使用割合

	総利用量 (t)	府内産利用量 (t)	府内産 利用割合
米	3,710	575	15.5%
野菜	8,514	228	2.7%
果物	968	44	4.6%
合計	13,192	847	6.4%

利用の多い上位10位の野菜

	品目	府内産 利用量 (t)	利用市 町村数
1	玉ねぎ	65.5	23
2	キャベツ	36.0	22
3	こまつな	16.2	20
4	だいこん	13.0	14
5	じゃがいも	11.7	13
6	はくさい	10.2	12
7	青ねぎ	7.3	17
8	もやし	7.1	5
9	ほうれんそう	5.9	13
10	なす	3.7	19

利用の多い上位5位の果物

	品目	府内産 利用量 (t)	利用市 町村数
1	みかん	40.7	15
2	ぶどう	2.0	6
3	ポンカン	0.4	1
4	いちじく	0.4	3
5	キウイフルーツ	0.3	1

学校給食で府内産農産物の利用を始めた理由

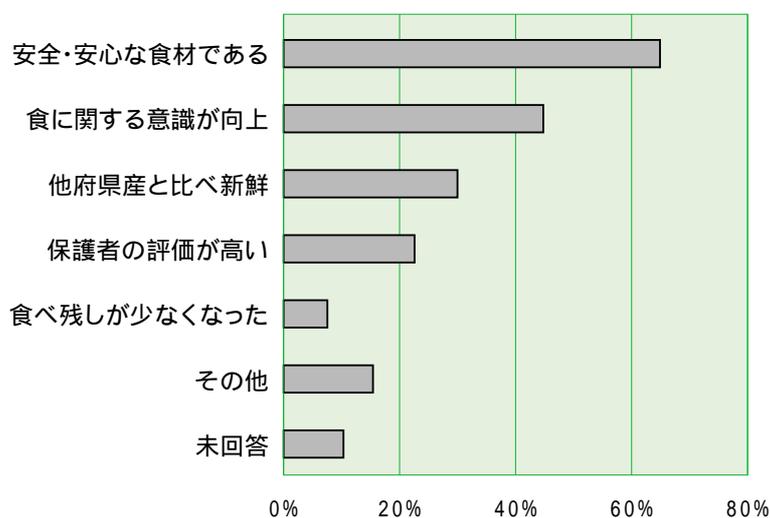
- ・大阪産農産物に限らず、地場産物を使用することは、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産等に携わる者の努力や食への感謝の念を育む上で重要であり、地産地消を推進する上でも有効であるため。
- ・大阪エコ農産物の認証を受けた米は、化学肥料や農薬が半分以下で、体にも環境にもやさしい安全・安心な食材であり、児童の食に対する興味・関心を高める教材として有効である。また、米は、常温保存物資のため、前日以前の納品が可能であり、数量確保の目安もたてやすかった。

- ・大阪府の研修会でJAの資料をもらった中に、市内の農産物は「大阪しろな」とあったので「大阪しろな」を使いたいと思い、平成17年度の業者登録にJAに入ってもらった。幸い本市の事業として食品のリサイクル事業が進んでいたため、その事業の一環として、できた作物を給食で使用することができた。
- ・給食センターのISO14001認証取得により、環境方針の1つに排気ガスの削減を掲げ、地場野菜の使用（野菜の輸送距離を短くすることで排気ガスを削減する）に至った。
- ・平成6年から地場野菜の導入を始めた。その10年位前から地域の方々の協力のもと学校給食へ郷土食の導入を進めていた。そのつながりから地元で作った野菜を子どもたちの給食にという双方の思いから始まった。
- ・安全・安心な食材であり、地元の農家の方が納品に来ていただくので児童にとっても身近に感じられるため。
- ・地元の農産物を利用することにより、農業従事者の感謝の意味があり、教育的効果が図られた。
- ・児童が地域で生産される農産物を知り、食べ物や農業に対する理解や地域への愛着を深める。新鮮で良質な食材料の確保。地域農業の活性化等。

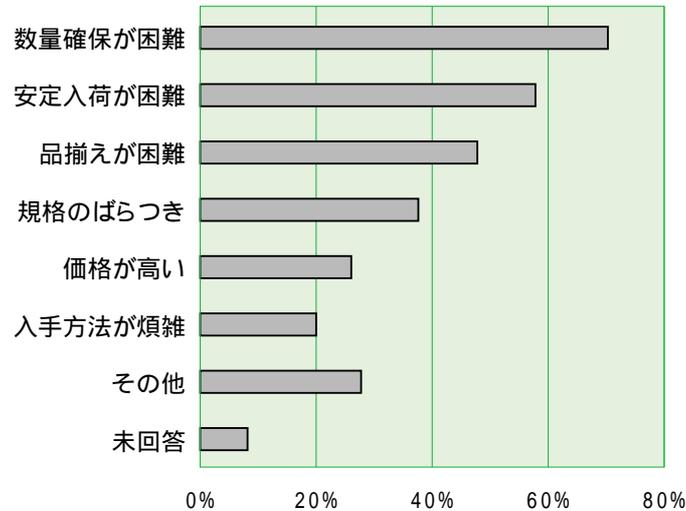
今後も学校給食で府内産農産物を利用していくか

大阪産農産物の利用を増やす予定	... 19市町村（47.5%）
現状の利用を維持する予定	... 19市町村（47.5%）
大阪産農産物の利用は減らす予定	... 0市町村（0%）
未回答	... 3市町村（7.5%）

学校給食で府内産農産物を利用したことによるメリット



学校給食で府内産農産物を利用している中での問題点や課題



今後、学校給食で府内産農産物の利用を進めるためには、何が必要か

- ・ 使用当日の指定時間帯の納品が可能であること（生鮮品は当日納品に限っている。また、野菜等は下処理の時間を要するため、納品時刻の制限がある）。
- ・ 品質・規格が安定であること（虫くいがあったり、大きさが不揃いでは、下処理作業に時間がかかり、調理に間に合わないことが起こりうる）。
- ・ 指定日に使用数量の確保が確実であること（「大阪産」を利用するならば、それをアピールする指導資料も作成したい）。
- ・ 大阪府内の農協が大阪産農産物を集荷するか、生産組合のような組織が必要。例えば、泉州の玉ねぎ、河内のぶどう、泉州のみかんなど、どこに注文すれば手に入るのかがわからない。財団法人大阪府スポーツ教育振興財団の役割なども必要。
- ・ 一校だけの取り扱いと異なり、市全体分の購入となると、学校給食のしくみを理解し、協力してくれる生産者に計画的な生産を依頼しないと成り立たない。その際、生産調整や流通体制の確保等、学校給食と生産者をつなぐコーディネーターが必要である。学校給食のニーズ、生産、流通システムを十分把握し、体制を作っていないと推進は難しい。
- ・ 給食の食材料費は保護者負担でこれを効率的に使って給食内容に反映していかななくてはならないが、一般に流通している農産物に比べて地場産物が高値であることも給食運営上ネックに思われる。生産者に対する補助（配送費等）があれば緩和されるのではないかと思う。
- ・ 最新の大阪産農作物の出回り時期等の状況の情報を、随時知ることができれば献立作成時に組み込みやすい。
- ・ 他府県産の農産物よりも大阪産の農産物が優れている点をもっとPRしていくこと。また、学校への周知・啓発等も今まで以上にしていくことが必要。

おおさかの食育に関するお問い合わせ先

健康福祉部地域保健福祉室健康づくり感染症課

TEL: 06-6944-6694 FAX: 06-6941-6606

mail: chiikihofuku-g24@sbox.pref.osaka.lg.jp

環境農林水産部農政室

TEL: 06-6944-7541 FAX: 06-6944-1907

mail: nosei@sbox.pref.osaka.lg.jp

教育委員会事務局教育振興室保健体育課

TEL: 06-6944-6903 FAX: 06-6941-4815

mail: kyoikushinko-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp

食育に関するwebサイト

大阪府関連

- ・ おおさか食育通信

<http://www.osaka-shokuiku.jp/>

- ・ 健康福祉部地域保健福祉室健康づくり感染症課（食育の推進）

<http://www.pref.osaka.jp/chiiki/kenkou/shokuiku/>

- ・ 健康福祉部食の安全推進課（食の安全・安心）

<http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/anzen/>

- ・ 環境農林水産部農政室（大阪めぐりREPORT）

<http://www.pref.osaka.jp/nosei/index.html>

- 北部農と緑の総合事務所

<http://www.pref.osaka.jp/hokubunm/index.html>

- 中部農と緑の総合事務所

<http://www.pref.osaka.jp/chubunm/index.html>

- 南河内農と緑の総合事務所

<http://www1.odn.ne.jp/afn-minamikawach/>

- 泉州農と緑の総合事務所

<http://www2.odn.ne.jp/afn-sensyu/>

- ・ 環境農林水産部流通対策室（食育活動）

<http://web.pref.osaka.jp/ryutai/shokuiku/index.html>

- ・ 教育委員会事務局教育振興室保健体育課

<http://www.pref.osaka.jp/kyoishinko/hokentaiiku/index.html>

- ・ 大阪府スポーツ・教育振興財団

<http://www.oskz.com/>

- ・ 大阪府中央卸売市場

<http://www.pref.osaka.jp/fuichiba/index.html>

- ・ 府立水産試験場

<http://www.pref.osaka.jp/osakana/index.html>

・大阪府消費生活センター

<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/index.html>

・大阪府栄養士会

<http://www.osaka-eiyoushikai.or.jp/>

・大阪ヘルシー外食推進協議会

<http://www.osaka-gaishoku.jp/>

国の機関等

内閣府

・食育推進担当

<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/index.html>

・食品安全委員会

<http://www.fsc.go.jp/>

文部科学省

・「栄養教諭制度」について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/index.htm

厚生労働省

・栄養・食育対策の推進

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyou.html>

・「健康日本21」

<http://www.kenkounippon21.gr.jp/>

・生活習慣病について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/seikatu/index.html>

・食品の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/riskcom/index.html>

・母子保健関係（食育の推進について）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken.html>

・独立行政法人 国立健康・栄養研究所

<http://www.nih.go.jp/eiken/index.html>

「健康食品」の安全性・有効性情報

<http://hfnet.nih.go.jp/>

国民栄養の現状

http://www.nih.go.jp/eiken/chosa/kokumin_eiyou/

農林水産省

・なぜ？なに？食育！！

<http://www.maff.go.jp/syokuiku/index.html>

・食料自給率の部屋

<http://www.maff.go.jp/jikyuuritsu/index.html>

大阪府保健所一覧

保健所名	所在地・TEL・FAX	管轄区域
池田保健所	563-0041 池田市満寿美町3-19 TEL. 072-751-2990 FAX. 072-751-3234	池田市・箕面市・豊能郡
豊中保健所	560-0881 豊中市中桜塚4-11-1 TEL. 06-6849-1721 FAX. 06-6846-2510	豊中市
吹田保健所	564-0072 吹田市出口町19-3 TEL. 06-6339-2225 FAX. 06-6339-2058	吹田市
茨木保健所	567-0813 茨木市大住町8-11 TEL. 072-624-4668 FAX. 072-623-6856	茨木市・摂津市・三島郡
枚方保健所	573-0027 枚方市大垣内町2-2-2 TEL. 072-845-3151 FAX. 072-845-0685	枚方市
寝屋川保健所	572-0838 寝屋川市八坂町28-3 TEL. 072-829-7771 FAX. 072-838-1152	寝屋川市
守口保健所	570-0066 守口市梅園町4-15 TEL. 06-6993-3131 FAX. 06-6993-3136	守口市・門真市
四條畷保健所	575-0034 四條畷市江瀬美町1-16 TEL. 072-878-1021 FAX. 072-876-4484	四條畷市・交野市・大東市
八尾保健所	581-0006 八尾市清水町1-2-5 TEL. 072-994-0661 FAX. 072-922-4965	八尾市・柏原市
藤井寺保健所	583-0024 藤井寺市藤井寺1-8-36 TEL. 072-955-4181 FAX. 072-939-6479	藤井寺市・羽曳野市・松原市
富田林保健所	584-0031 富田林市寿町3-1-35 TEL. 0721-23-2681 FAX. 0721-24-7940	富田林市・河内長野市・大阪狭山市・南河内郡
和泉保健所	594-0071 和泉市府中町6-12-3 TEL. 0725-41-1342 FAX. 0725-43-9136	和泉市・泉大津市・高石市・泉北郡
岸和田保健所	596-0076 岸和田市野田町3-13-1 TEL. 072-422-5681 FAX. 072-422-7501	岸和田市・貝塚市
泉佐野保健所	598-0001 泉佐野市上瓦屋583-1 TEL. 072-462-7701 FAX. 072-462-5426	泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡

大阪府農と緑の総合事務所

事務所名	所在地・TEL・FAX	管轄区域
北部 農と緑の総合事務所	567-0034 茨木市中穂積1-3-43 TEL. 072-627-1121 FAX. 072-623-4321	豊中市・池田市・箕面市・豊能郡・吹田市・高槻市・茨木市・摂津市・三島郡
中部 農と緑の総合事務所	581-0005 八尾市荘内町2-1-36 TEL. 072-994-1515 FAX. 072-991-8281	大阪市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・大東市・門真市・東大阪市・四條畷市・交野市・柏原市
南河内 農と緑の総合事務所	584-0031 富田林市寿町2-6-1 TEL. 0721-25-1131 FAX. 0721-24-3231	富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・南河内郡
泉州 農と緑の総合事務所	596-0076 岸和田市野田町3-13-2 TEL. 072-439-3601 FAX. 072-438-2069	堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉佐野市・和泉市・高石市・泉南市・阪南市・泉北郡・泉南郡